



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第41回 キャッチアップ独禁法 ～近時のトピックを中心に～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 小田 勇一 / 弁護士 菅野 みずき

第四次産業革命による産業構造の変化や働き方改革による雇用の流動化等、企業を取り巻く環境は大きく変化していますが、公正取引委員会も、これらの市場環境の変化を受け、新たな時代に合った競争政策を進めています。例えば、オンラインプラットフォームによる各種の行為に対し優越的地位の濫用規制や拘束条件付き取引を根拠に法執行を強化し、また、人材と競争政策に関する検討会報告書を公表し、流動化する雇用市場に対する独禁法の適用について新たな考え方を明らかにしています。

本年6月には日本版司法取引が導入されますが、これにより、公正取引委員会による独禁法違反の犯則調査手続に対する実務的対応が大きく変わることが予想され、企業法務に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

企業結合については、日本企業による海外企業のM&Aが増加する中、経済産業省が海外ガン・ジャンピング規制についての実態と対策調査報告書を発表するなど、国際的な企業結合における独禁法上の問題への関心がますます高まっています。

本勉強会では、このような近時の状況を踏まえ、独禁法実務に関する近時の主要なトピックを取り上げ、ディスカッションを交えつつ、実務上押さえておくべき対応策を解説いたします。

日 時：2018年6月15日(金) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/180615s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
※開催場所の都合により懇親会はございません。

※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 小田 勇一(おだ ゆういち)

2004年一橋大学法学部卒、2006年一橋大学法科大学院修了、2007年弁護士登録、2008年より弁護士法人大江橋法律事務所勤務。その間、2015年5月 Washington University in St. Louis School of Law卒業(LL.M.)、2015年9月～2016年7月 Weil, Gotshal & Manges LLP(New York) Antitrust Section勤務。主な取扱分野は、国内外の独禁法に関するアドバイス、調査、訴訟、企業結合審査対応、その他行政法規対応。独禁法速報「人事担当者が留意すべき独占禁止法上の諸問題 一日米競争当局の検討を契機として」NBL1119号13頁(2018)(共著)ほか執筆。

弁護士 菅野 みずき(かんの みずき)

2004年東京大学文学部卒、マスコミ勤務後、2010年東京大学法科大学院修了、2011年弁護士登録。2014年University College London卒業(LL.M.)。ブレイクモア法律事務所、アンダーソン毛利友常法律事務所を経て、2016年より弁護士法人大江橋法律事務所勤務。主な取扱分野は、独禁法、訴訟、一般企業法務。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI287_201805_FD